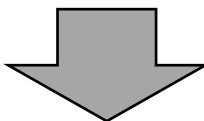


補助金の申請から交付までの流れ

① 春日井市内の販売店で自転車用ヘルメットを購入

※安全基準の確認をしてください



② 補助金申請（令和8年3月2日(月)市役所必着）

申請書と次の添付書類を市民安全課に提出してください。

【添付書類】

■ 支払いを証する書類の写し(領収書やレシート等)

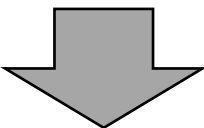
※次の事項が記載してあるもの

- ・ 購入日
- ・ 購入金額（ヘルメットの購入単価がわかるもの）
- ・ 購入した店舗

■ 保証書、パッケージ等の写し

※次の事項が記載してあるもの

- ・ ヘルメットのメーカー
- ・ 購入品名
- ・ SG 基準等の安全基準を確認できるもの



手続き終了

市から交付決定通知書を郵送後、ご指定の金融機関に補助金をお振込みします。
※申請が集中した場合、お振込みまでに2か月程かかります

これからもヘルメットをかぶって、安全安心な自転車利用をお願いします。

自転車用ヘルメット購入費補助事業

市内では、自転車に関わる事故が多く発生しているよ。
自転車に乗る時は、万が一の事故に備えて、頭部を保護するためのヘルメットを正しく着用してね。



ヘルメットの着用は法律により努力義務となっています！

自転車乗車中の事故時の頭部負傷を軽減させることを目的に、自転車用ヘルメットの着用を促進するため、ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。

補助対象ヘルメット	使用者	令和7年度中に次の年齢に達する春日井市民が使用するもの ・7歳以上18歳以下の方 (平成19年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた方) ・65歳以上の方 (昭和36年4月1日までに生まれた方)
	規格	・いずれかの主な安全基準を満たした新品 ・ 春日井市内の販売店で購入したもの
	対象期間	令和7年3月1日から令和8年2月28日までに購入したもの (申請期間は令和7年4月1日から令和8年3月2日まで)
補助金額		ヘルメット購入費用の2分の1の額で、上限2,000円 (10円未満の端数切捨て)
主な安全基準		 一財)製品安全協会  公財)日本自転車競技連盟  (EN1078) EU 加盟国  ドイツ  アメリカ

注意！

※CE マークの場合、自転車乗車用の規格である CE(EN1078)のみが対象となります。
ご注意ください。

■お問い合わせ先・書類の提出先■ ※持参もしくは郵送

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目 44 番地

春日井市役所4階 市民安全課 交通安全担当

電話:(0568) 85-6053(直通) E-mail: anzen@city.kasugai.lg.jp

※各ふれあいセンター及び公民館等(東部市民センター含む)では受付できません。ご了承ください。

令和 年 月 日

(宛先)春日井市長

住所

申請者 氏名

電話

自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。また、補助金の交付が決定した場合は、次のとおり補助金の交付を請求します。なお、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

ヘルメットを着用する者 ※7～18歳の方のみ2名以上まとめて記載可。65歳以上の申請の場合は1名につき1枚申請書の提出が必要

氏 名	生年月日	申請者との関係	補助対象経費※1	交付申請額※2
	昭・平 年 月 日		円	円
	昭・平 年 月 日		円	円
	昭・平 年 月 日		円	円

※1 補助対象経費：ヘルメットの購入価格(税込み)
※2 交付申請額：補助対象経費の2分の1(上限 2,000 円で 10 円未満切捨て)

誓約事項(口に✓を入れてください)
☐ 申請に当たり、次の事項について誓約します。
・春日井市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付に必要な内容に関し、市が住民基本台帳の記載事項について照会することに同意します。
・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者ではありません。
・ヘルメットを着用する者に対して、過去にこの補助金の適用を受けていません(他の自治体で、同様の補助金の適用を受けていないことを含む)。
・同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていません。
・添付した支払いを証する書類の写しは、**春日井市内の販売店**で購入したヘルメットの代金を申請者が支払ったことを証するものです。
・購入したヘルメットは新品です。
・ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承しました。
・ヘルメットを着用する者が児童生徒等の場合、申請者が保護者であることに相違ありません。

請求額		円	
金融機関		銀行 信用金庫 農協	預金種別 普通 当座
		支店	

添付書類 ※申請者氏名と口座名義人は同一でお願いします。
・支払いを証する書類の写し(領収書やレシート等で、購入日、ヘルメットの価格及び店舗名が確認できるもの)
・ヘルメットのメーカー、品名及びSG基準等の安全基準を確認できる書類の写し

切り取り線

注意事項

- ・申請は1人1回です。(令和3～6年度にヘルメットの補助金を受けた方も対象外となります。)
- ・7歳以上 18 歳以下の方が使用するヘルメットについて補助金を申請する場合、保護者の方が申請してください。
- ・65歳以上の方の申請の場合は、1 名につき1枚申請書の提出が必要となります。
例) 65 歳以上の夫婦が申請される場合、夫と妻でそれぞれ申請書の提出が必要です。
※親(65 歳以上)が使用するために、子が申請することはできません。65 歳以上の方ご自身が申請者となってください。
- ・補助金はヘルメットの代金(税込み)の1／2で上限2, 000円(10円未満切捨て)です。
例) 3,050 円のヘルメットを購入した場合の補助金は、1,520 円です。
- ・押印は不要です。記載ミスは二重線で訂正をお願いします。ただし、金融機関欄は訂正印が必要です。また、請求額は訂正不可となりますので、書き損じた場合は改めて申請書を書き直してください。
- ・支払い時ポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象経費となります。
例) 5,000 円のヘルメットを購入し、500 ポイント値引きした場合、補助対象経費は 4,500 円です。
※商品券、福祉応援券等による購入は、現金購入と同様の扱いとなります。

申請書を提出される前に……

☐ 年齢要件等は満たしていますか

☐ ヘルメットは春日井市内の店舗で購入したもので、安全基準を満たしたものですか
※CE マークは自転車乗車用の規格である CE(EN1078)のみが対象となります。ご注意ください。

☐ 申請者と口座名義人は同一になっていますか

☐ 交付申請額及び請求額は正しく計算されていますか

☐ 誓約事項のチェックを忘れていませんか

☐ 金融機関は正しく記載されていますか
(例1：× 三菱東京UFJ銀行 ○ 三菱UFJ銀行)
(例2：× 愛知銀行、中京銀行 ○ あいち銀行)
※ゆうちょ銀行の支店名は漢字三桁になります(例：二一八、二〇八 等)。

☐ 添付書類を忘れていませんか

※この補助事業は愛知県との協調補助で実施しています。